

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26年-17 (26. 9.12)	未 づ く 推 來 り 進	<p>県民の意見・質問等に対する標準応答期間の設置について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>このたび、鳥取県立厚生病院を6月14日に受診したところ、「院内トリアージ実施料」のほか、実施していない検査料金など3項目の診療報酬を誤って請求され、その金額は、保険適用前1万円ほどと多額なものであった。6月25日付で、厚生病院及び病院局に対し、適正な診療報酬の算定と再発防止を求める文書を送付するとともに、6月27日には、健康医療局医療指導課に対して、「病院をきちんと指導・監督いただきたい」旨のメールを送ったところである。</p> <p>しかしながら、7月11日時点で一切返信はなく、私はわざわざ倉吉から本庁に出向き、「どうなっているのか」と尋ねた次第である。すると、「ああ、メールは受け取っていましたよ」「うちとしても、病院には伝えて、きちんと対策されるように依頼しています。様子を見ていました。」などと伝えられた。そうであれば、その旨をメールにて伝えるのが本来の姿のはずで、仮に、対病院できちんと対応していたとしても、対県民で2週間もメールを無視しているのは、あるべき姿ではない。</p> <p>そこで、下記陳情要旨のとおり、県民からの意見などをメール等で所管課が直接受け付けた場合にあっては、速やかに返答をなすべきこと、仮に回答に時間を要する場合であっても、1週間目途でとりあえずその旨を県民に伝達し、回答時期の見込みを示すべきことを法定し、各課の意識改革を求めるものである。</p> <p>なお、県民課が受け付けた「県民の声」については、1週間目途で県民に回答がなされ、また、15日経過後に、県ホームページなどで原則公開されることになっている。こうした基準を、各部局（課・室）が直接受けた意見等についても定めることを求めるものである。</p> <p>メールを送ったのに到達したかどうかも返信がない「一方通</p>	足羽佑太 (倉吉市)

		<p>行の県政」ではなく、県民の立場に立って、きちんと応答をなすようお願いしたい。</p> <p>▶陳情要旨</p> <p>1. 県民からの意見・要望・質問につき、各部局（課・室）が直接受け付けたものについて、その標準的な応答の期限を条例またはその下位規範である規程において定めてほしい。仮に、回答内容に係る調査などで回答に時間要する場合にあっても、その旨を電話またはメールなどで一旦県民に伝えるべきことを法定してほしい。</p>		
--	--	---	--	--